

受 付 印

令 和 年 度 分 個 人 事 業 税 申 告 書

第十四号の二様式(第六条の七関係)

山形県 総合支庁長 殿	フリガナ		屋 号	
	氏 名		電話番号	☎
令和 年 月 日提出	住 所		事務所又は事業所の所在地	
	個人番号			

事業の種類	①収入金額	②必要経費 (③の金額を含めないこと)	③青色事業専従者給与額 又は事業専従者控除額	所得金額 ①-②-③
	円	円	円	円

専従者控除額の内訳	氏 名	個 人 番 号	あなたとの続柄	生 年 月 日	従 事 数	青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額	所得税法第57条第2項の書類の提出の有無	
					・ ・	月	円	有 無
					・ ・	月	円	有 無
					・ ・	月	円	有 無
所得税における青色申告の承認の有無					有 無			

次の事項に該当する方は下の記載欄に書いてください。なお、事務所又は事業所が他の都道府県にもある方は、その所在地と各月の末日現在の従業者の数を事務所又は事業所ごとに適宜の用紙に書いて、添付してください。

- 1 事業税の非課税所得がある方
- 2 事業用資産の譲渡損失がある方
- 3 被災事業用資産の損失がある方（白色申告者のみ）
- 4 前年中に新しく事業を開始した方又は事業を廃止した方

1	非課税事業の種類	④収入金額	⑤必要経費 (⑥の金額を含めないこと)	⑥青色事業専従者給与額 又は事業専従者控除額 (③×非課税事業への従事割合)	所得金額 ④-⑤-⑥	
		円	円	円	円	
2	譲渡資産の種類	⑦譲渡価格	⑧帳簿価格	損失額 ⑧-⑦		
		円	円	円		
3	赤字のうちに含まれる被災事業用資産の損失の金額				円	
4	新しく事業を開始し、又は事業を廃止した月日			月	日	開始 廃止

◎所得税の確定申告書又は道府県民税の申告書を提出した方は、この申告書を提出する必要はありません。ただし、事業を廃止した場合には、廃止した日から1月以内（死亡した場合は4月以内）にこの申告書を提出しなければなりません。

◎税率は次のとおりです。

- 第1種事業…5%
- 第2種事業…4%
- 第3種事業…5%

【お問い合わせ先】

○村山総合支庁課税課 課税第二担当
☎023-621-8129

○最上総合支庁税務課 課税担当
☎0233-29-1227

〔 第3種事業のうち、あんま、はり、その他の医業に類する事業など…3% 〕

○置賜総合支庁税務課 課税第二担当
☎0238-26-6015

○庄内総合支庁税務課 課税第一担当
☎0235-66-5425